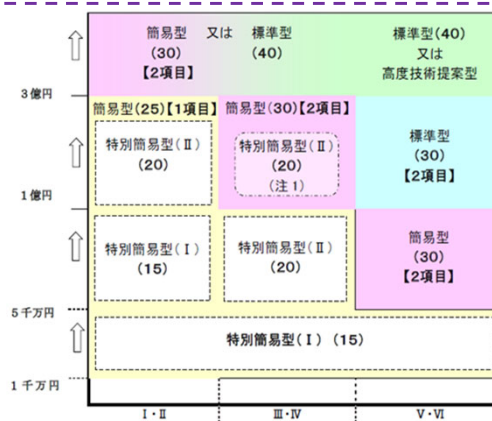


令和7年度の実施方針について

令和7年3月13日
山梨県総合評価委員会

1. 総合評価の適用

- ・3千万円以上の工事は、原則、総合評価落札方式による一般競争入札を適用する(解体工事、アスファルト舗装工事は1千万円以上)
 - ・適用タイプは、簡易型、標準型または高度技術提案型のいずれかの方式を選択することを基本とするが、「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」の区分表により「特別簡易型(Ⅰ)または(Ⅱ)」を適用できることとする。
- 災害復旧工事は、迅速かつ円滑な復旧のため、「災害復旧工事に係る入札契約事務処理試行要領」を適用する。
 - 解体工事は、安全で確実な施工が必要なため、「山梨県 解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」を適用する。
 - アスファルト舗装工事は、品質が高く、安全で円滑な施工が必要なため、「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」を適用する。
 - 入札参加者が県外企業のみとなる工事は、下請への県内企業の活用を促進するため、「山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領」を適用する。



2. 一括審査方式(試行)

- ・地域の実情を踏まえて一括審査方式を積極的に活用する。

3. 評価項目の改定検討

- ・社会経済情勢に合わせて、項目の改定検討を行っていく。

※ 山梨県総合評価委員会の年2回実施(9月、3月)

※ 意見聴取を毎週木曜日に実施